（防衛監察本部総務課企画室長）同　伊藤　俊男
自衛隊兵庫地方協力本部副本部長を命ずる
（経理装備局監査課会計監査室長）防衛部員　松村　智秀
防衛事務官に任命する
自衛隊沖縄地方協力本部副本部長を命ずる
兼ねて自衛隊沖縄地方協力本部援護課長を命ずる
（中央病院総務部会計課長）防衛事務官　出口　利喜
航空安全管理隊総務部長を命ずる
（奈良地方協力本部長）同　齋藤　裕
技術研究本部総務部総務課人事管理室長を命ずる
（装備施設本部調査研究室調達業務効率化推進官（兼）装備施設本部総務課）同　髙橋　誠司
装備施設本部総務課の兼務を解く
装備施設本部会計課会計管理官を命ずる
（装備施設本部会計課会計管理官）同　河野　清治
装備施設本部武器課弾火薬室長を命ずる
（沖縄地方協力本部副本部長）同　畠中　秀昭
防衛監察本部総務課企画室長を命ずる（以上八月一日）
（防衛研究所企画部企画調整課長（兼）防衛政策局防衛政策課）防衛事務官（兼）防衛部員　末富　理栄
防衛部員の兼任を解除する
防衛政策局防衛政策課の兼務を解く
防衛部員に任命する
大臣官房秘書課付を命ずる
（防衛研究所企画部企画調整課（兼）防衛政策局防衛政策課）防衛事務官　須藤　彰
防衛研究所企画部企画調整課長事務代理を命ずる（以上八月五日）
（人事教育局厚生課）防衛部員　北澤　直樹
防衛事務官に任命する
自衛隊群馬地方協力本部長を命ずる（九月一日）
（近畿中部防衛局長）防衛事務官　及川　博之
勤務延長の期限を平成二十五年九月九日に繰上げる（九月九日）
（技術研究本部長）防衛技官　秋山　義孝
退職を承認する（勧奨）
（大臣官房技術監）同　渡辺　秀明
防衛技官に任命する
技術研究本部長を命ずる
（技術研究本部総務部長）同　外園　博一
防衛書記官に任命する
大臣官房技術監を命ずる
（中国四国防衛局長）同　渡邉　一浩
北関東防衛局長を命ずる
（北関東防衛局長）防衛事務官　佐竹　基
近畿中部防衛局長を命ずる
（沖縄防衛局次長）防衛技官　藤井　高文
中国四国防衛局長を命ずる
（九州防衛局企画部長）同　吉田廣太郎
防衛書記官に任命する
大臣官房参事官を命ずる
（地方協力局防音対策課長）防衛書記官　竹中正二郎
経理装備局施設整備課長を命ずる
（大臣官房参事官）同　藤代　誠
地方協力局施設管理課長を命ずる
（技術研究本部艦艇装備研究所システム研究部長）防衛技官　鎌形　將人
技術研究本部総務部長を命ずる
（技術研究本部艦艇装備研究所探知技術研究部長）同　吉武　宣之
技術研究本部艦艇装備研究所システム研究部長を命ずる
兼ねて技術研究本部艦艇装備研究所探知技術研究部長を命ずる
（経理装備局施設整備課長）防衛書記官　杉田　宏一
防衛技官に任命する
九州防衛局次長を命ずる
（地方協力局施設管理課長）同　松本　俊彦
防衛事務官に任命する
沖縄防衛局次長を命ずる
内閣官房へ出向させる（兼任）
（九州防衛局管理部長）防衛技官　平田　徹
防衛書記官に任命する
地方協力局防音対策課長を命ずる
（技術研究本部先進技術推進センター付）防衛事務官　石井　薫
技術研究本部航空装備研究所管理部総務課長を命ずる
（技術研究本部先進技術推進センター企画業務室長）同　安川　彰彦
技術研究本部艦艇装備研究所総務課長を命ずる
（技術研究本部艦艇装備研究所総務課長）同　川上　裕史
技術研究本部艦艇装備研究所付を命ずる
（技術研究本部航空装備研究所管理部総務課長）同　田中　義春
技術研究本部先進技術推進センター企画業務室長を命ずる
（九州防衛局企画部次長）同　柏谷　篤宣
九州防衛局企画部長を命ずる
（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構企画調整部企画調整課長）笹山　和幸
防衛事務官に任命する
九州防衛局管理部長を命ずる（以上九月十日）

皇室事項

行啓

皇后陛下は、九月十八日午後五時十四分御出門、「福田美蘭展」を御覧のため、東京都美術館（台東区）へ行啓、同六時四十一分還啓になった。

官庁報告

官庁事項

指定保安検査機関の指定に関する公示

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十二の規定に基づき、指定保安検査機関から、保安検査を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法施行令（平成九年政令第二十号）第十九条第二項第三号の規定に基づき委任された同法第七十四条の二第一項第三号の規定に基づき、公示する。

平成二十五年九月二十四日

関東東北産業保安監督部長　中村　良明

一　指定保安検査機関の名称　三愛プラント工業株式会社

二　変更前の事業所の所在地　東京都大田区大森北一丁目十八番二号

三　変更後の事業所の所在地　東京都大田区大森北一丁目五番一号

四　変更年月日　平成二十五年九月二十四日

中部地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成25年９月24日

中部地方整備局長　梅山　和成

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道23号	愛知県豊橋市東細谷町字境川23番２から愛知県豊橋市細谷町字井ノ上95番１まで

２　指定する期日　平成25年10月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成25年９月24日

中部地方整備局長　梅山　和成

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道23号	愛知県豊橋市東細谷町字境川23番２から愛知県豊橋市細谷町字井ノ上95番１まで

２　指定する期日　平成25年10月１日

３　通行方法

①走行位置の指定

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、走行するときは、道路に隣接する施設等に出入りするため車線から はみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、交通の危険防止装置として、0.23メートル以上、縦0.12メートル以上、（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化するのであらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。